

環水大総発第 1504022 号
平成 27 年 4 月 2 日

各県知事 殿

環境省水・大気環境局長

年少者の除染等業務への就業禁止の徹底について

昨今、就業が禁止されている「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」第 2 条第 7 項に規定する除染等業務（以下「除染等業務」という。）に年少者を従事させていたとして、警察機関が労働基準法違反の疑いで関係者を逮捕する等の問題事案が発生している。

このため、厚生労働省労働基準局長から、年少者の除染等業務への就業禁止の徹底と再発防止について、別添のとおり依頼があったところである。

除染事業を進めるに当たっては、関係法令の内容を発注機関、元請事業場、全ての受託者及び除染事業に従事する労働者等に十分御理解いただくとともに、こうした違反が生じることのないよう対策を行っていただくことが極めて重要であると考えている。

ついては、貴管下の市町村並びに貴県の除染事業に従事する除染事業者に対し、下記について指導、周知するようお願いする。また、本件について、元請の除染事業者だけでなく、下請の除染事業者にも周知徹底されるよう配慮されたい。

記

- 1 除染等業務については、満 18 歳未満の年少者を就かせてはならないこと。
- 2 元請業者に対し、①雇入れ時の公的証明原本の確認等による入口でのチェック、②登録者以外の作業員の潜り混みやなりすましを防止するための措置、③元請業者から労働者に対する周知徹底により、同種事案の発生防止対策の徹底を指導すること。

(別添)「年少者の除染等業務への就業禁止の徹底について」(平成 27 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 7 号) の写し



基 発 0330 第 7 号

平成 27 年 3 月 30 日

環境省水・大気環境局長 殿

厚生労働省労働基準局長



年少者の除染等業務への就業禁止の徹底について

厚生労働行政の推進につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、満 18 歳未満の年少者については、心身ともに成長期にあることから、労働基準法第 62 条により一定の危険有害な業務に就かせることを禁止しているところです。

しかしながら、昨今、就業が禁止されている「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」第 2 条第 7 項に規定する除染等業務（以下「除染等業務」という。）に年少者を従事させていたとして、警察機関が労働基準法違反の疑いで関係者を逮捕する等の問題事案が発生しているところです。

厚生労働省としては、このような事案を再度発生させないためにも、関係法令の内容を発注機関、元請事業場、全ての受託者及び除染作業に従事する労働者等に十分御理解いただくとともに、こうした違反が生じることのないよう対策を行っていただくことが極めて重要であると考えているところです。

つきましては、こうした趣旨を御理解いただき、貴職から、各発注機関に対し、下記の点について指導、周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 除染等業務については、満 18 歳未満の年少者を就かせてはならないこと。
- 2 元請事業者に対し、①雇入れ時の公的証明原本の確認等による入口でのチェック、②登録者以外の作業員の潜り込みやなりすましを防止するため

の措置、③元請事業者から労働者に対する周知徹底により、同種事案の発生防止対策の徹底を指導すること。

(参考1) 労働基準法(抜粋)

(参考2) リーフレット「18歳未満の年少者は、除染作業の現場などで働くことが禁止されています」

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抄）

第六章 年少者

（危険有害業務の就業制限）

第六十二条 使用者は、満十八才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

年少者労働基準規則（昭和二十九年六月十九日労働省令第十三号）（抄）

（年少者の就業制限の業務の範囲）

第八条 法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。

三十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

除染等業務を行う事業主の皆さま・高校生など18歳未満の皆さまへ

18歳未満の年少者は、除染作業の現場などで働くことが禁止されています

労働基準法では、18歳未満の年少者の健康と福祉の確保などの観点から、就業にさまざまな制限を設けて保護を図っています。

- ◆事業主は、18歳未満の年少者を除染等業務※で働かせることはできません。
- ◆18歳未満の年少者は、アルバイトであっても、除染等業務で働くことはできません。
- ◆たとえ、事業主と18歳未満の年少者が合意していても、除染等業務で働くことは禁止されています。

※除染等業務とは、

放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」で行われる
①土壌等の除染等の業務 ②廃棄物収集等業務 ③特定汚染土壌等取扱業務 をいいます。

以下のパンフレットをご参照ください。

- ・除染等業務の範囲：<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-02.pdf>
- ・除染特別地域：<http://josen.env.go.jp/area/roadmap.html>
- ・重点汚染状況調査地域：<http://josen.env.go.jp/zone/>

危険有害業務における年少者の就業制限 一労働基準法第62条一

▶除染等業務のほか、以下の業務についても年少者の就業が禁止されています。

◆特定線量下業務

除染特別地域等内での平均空間線量率が、事故由来放射性物質によって2.5μSv/h（マイクロシーベルト）を超える場所で事業者が行う除染業務以外の業務

※「除染等業務」「特定線量下業務」については、「年少者労働基準規則」第8条第35号「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務」に該当

▶また、震災復旧・復興工事に関連して、以下の業務についても、年少者の就業が禁止されています。

＜禁止されている主な業務＞

- ◆クレーン、デリックまたは揚貨装置の運転の業務
- ◆上記クレーンなどの玉掛けの業務（2人以上で行う玉掛けの業務での補助作業を除く）
- ◆土砂が崩壊するおそれのある場所または深さが5メートル以上の地穴での業務
- ◆高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところでの業務
- ◆足場の組立、解体または変更の業務（地上または床上での補助作業の業務を除く）
- ◆胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務

※詳しくは、「年少者労働基準規則」第8条をご参照ください。

不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。

